↑　熊本市南千反畑町にある県衛生研究所の全景

カメラ訪問

熊本県衛生研究所

県衛生研究所は各種の衛生研究や皆さんの生活に最も関係の深い、食品や薬品の水、空気などの良否の試験、血液や病原菌などの検査をするところです………■

★

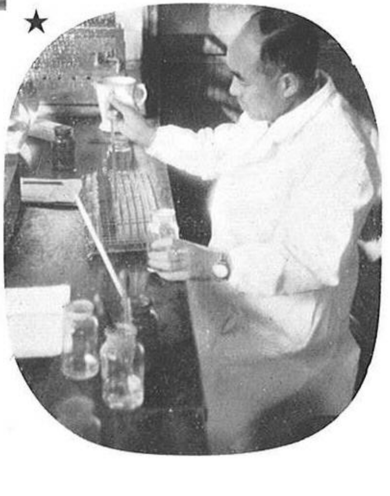

血清室で………こゝでは梅毒の血液検査などが行われる　←

ズルチンやサツカリンなどの甘味剤の検査も…………↓

★……★

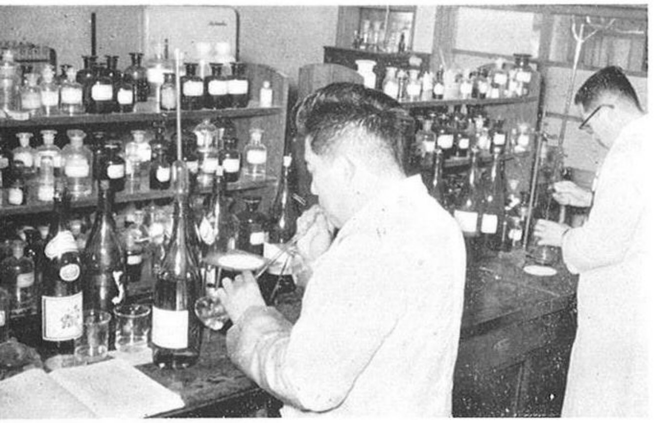

↑　水や温泉の分析試験も行われている

★

←　臨床検査も細かい神経がつかわれている

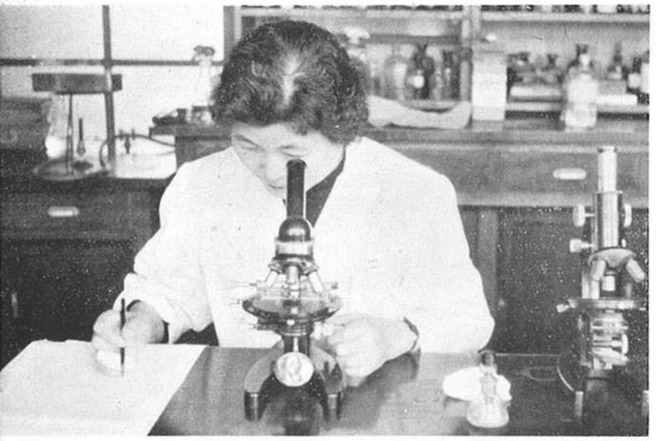

↓　試験用に緬羊などの血がとられる

↓　食品の細菌を培養して精密な検査を……

★

県有林……★

←　木炭の窯出し

県有林事業は私有林経営のモデルとして、県内の林業経営の指導に稗益するとゝもに治山治水のうえで大きな効果を挙げている。

その面積は、明治末期にはじめられた県設模範林をはじめとして、公有林野県行造林、白川水源林、御大礼記念模範林紀元二千六〇〇年記念林、興国造林、樟樹模範林及び講和記念林の九種類で約一万ヘクタールである。

このうち純県有地が約四千ヘクタール分収契約によつて地上権設定を行つたものが約六千ヘクタールで県下一四七団地に散在してしている。すでにスギ、ヒノキ、マツ等の針葉樹五十万立方米、広葉樹約十万立方米の蓄積を持つている。

この経営については林政の基本方針に沿つて実施するよう心がけていることは勿論だがそれとゝもに県財政再建にも大きな考慮を払つているものである。

県有林の経営は、植林の面では毎年五〇〇ヘクタールの林新規造によつて雑木林から用材林への転換に重点をおいて実施している。これは三十七年までには、この転換を一応終了するので、その後は伐採跡地の再造林を行うことになつている。

採取面は森林資源の保続を考慮して毎年約二万立方米の伐採を行うことになつており、経営計画の変更によつて伐期令級を平均三十五年に引下げることによつて基準伐採量も倍加することになるが、地上権林分の一部解約も生ずるので、さらに純県有林の造成をはかることが考えられる。従つて、奥地未造林地域の開発に並行して県有林の増設により、県の基本財産の増強を積極的に進める方針である。

＊

以上、県が行つている林業の各事業の進め方について紹介したわけであるが、勿論これだけの事業だけでは本県林業の発展を期待し得るものではない。さらに県民一人々々の林業に対する深い認識のうえにたつた協力こそが大きな推進力となり得るわけである。

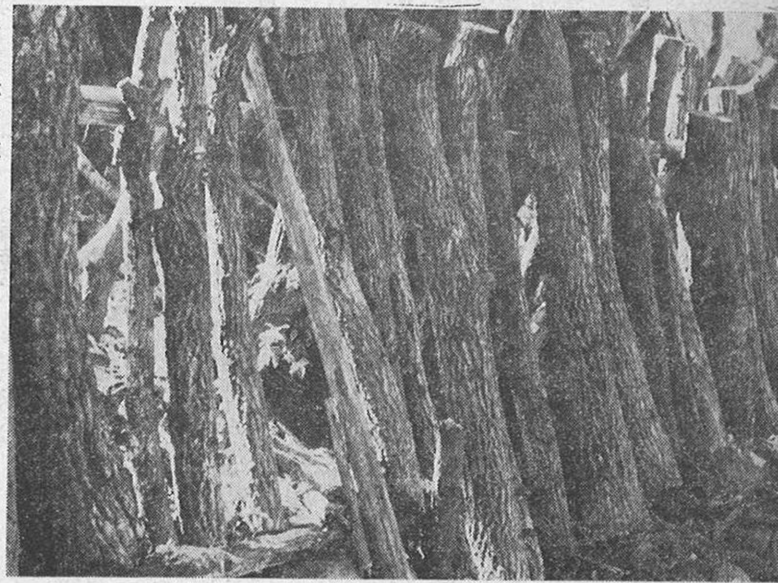

しいたけの栽培　↓

みんなで山火事を防ごう！

★ 原野の火入れは、必ず市町村役場の許可を受けてからにしましよう

★ 春の林野火災防除月間　3月15日→4月14日